

## スミス租税論再考

—— 地租と内国消費税を中心にして ——

渡 辺 恵 一

---

### 目 次

- はじめに
- I. 租税制度と分析装置
  - II. 地租＝査定税
    - (1) 地代税
    - (2) 家賃税
    - (3) 利潤税と利子税
    - (4) 賃金税
  - III. 内国消費税をめぐる諸問題
    - (1) 生活必需品税批判の論理構造
    - (2) 奢侈品税と租税第4原則
    - (3) 内国消費税と階層別負担率
- むすびにかえて —— 租税転嫁の政治学

### はじめに

アダム・スミスは、『国富論』第5編第2章において、近代イギリス税制の全体を微細にわたり批判的に吟味し、スミス独自の改革案を提起している。その内容は、大別すると、地主階級に大幅な負担増を求めるための地租制度の改正と、内国消費税（奢侈品税）の増収を目ざす関税改革にある。その一方で、スミスが厳しく批判するのは、勤労所得（利潤および賃金）にたいする直接税と生活必需品税である。『国富論』で提起されたこうした税制改革案は、一見したところ勤労者階級の税負担を軽減し、地主階級を中核とする当時の政治的支配層にその負担を転嫁することを、スミスが意図していたように思えるかもしれない。しかし私は別稿（2001：2002：2003）で、このような定説的理解とはまったく異なる解釈を提示し、地租増税を骨子とするスミスの税制改革案は、名誉革命以来の「地主支配」体制を擁護する政

治的含意をもってたと論じた。本稿は、生活必需品税の批判と奢侈品税の評価をめぐるスミスの論理を再吟味することにより、あらためて内国消費税問題の側面から、「地主支配」体制擁護論としてのスミス租税論の特質を、さらに彫琢する試みである。

## I. 租税制度と分析装置

18世紀イギリス税制が地租・内国消費税・関税の三大部門からなっていることは、別表（本稿15頁）に掲げたとおりである<sup>1</sup>。『国富論』「租税」章・第二節の冒頭で、近代国家の税源は、文明社会を構成する基本的三大階級、すなわち地主・資本家・労働者の収入以外にありえないことを確認したのち、スミスは税を次の4項目に区分している。すなわち、1)地代税、2)利潤税、3)賃金税、そして4)「私的収入のそれらの源泉すべてに無差別にかけることを意図している税」（WN, 825:132頁）である。

租税論におけるスミスの最大の貢献は、税源を資本主義社会の三大所得に求める立場から、イギリスの現行租税制度の全体に再検討を加えたことである。それゆえ地代・利潤・賃金という税区分を見ると、スミスの租税論は、ウィリアム・ピットの所得税<sup>2</sup>（1799年-1802年）を先取りしたものと思えるかもしれない。しかしながら、スミスの時代までの税制では、収入に賦課することを目的とする（直接）税は、すべて「地租＝査定税（the land and assessed taxes）」という範疇に包括されていた。「イングランドで地租とよばれているもの」の起源は、「ウィリアム＝メアリ治世第4年の条例」（1693年）にさかのぼることができる（WN, 828:138頁）。「地租」というその名称にもかかわらず、この税は元来、ただ土地や家屋等の不動産だけを課税対象とするものではなく、貨幣資産や動産、さらには専門職の所得、官職の俸給や年金をも含む「総合収益税」として導入された。しかし、その主要な課税対象が「土地、家屋、およびストックから生じる収入」であることは多言を要しない。スミスの説明にもあるように「いわゆる地租は、グレート・ブリテンのすべての土地の地代だけではなく、全家屋の家賃と、すべての元本（capital stock）の利子の、5分の1と想定されている」（WN, 822:127頁）。すなわち地租は、査定額1ポンドにつき年4シリング（20パーセント）を徴収する直接税であるが、ただし公債と土地の耕作に投じられた農業元本については非課税と

<sup>1</sup> スミスは、「ブリテンの税の4つの主要部門は、地租、印紙税、さまざまな関税および消費税からなっている」（WN, 934:336頁）といっている。しかし印紙税は、18世紀の最後の10年に歳入総額の10パーセントに達するものの、その世紀の全般としては歳入全体のわずか5パーセント以下を占めるにすぎない。実際にはスミスも、印紙税を独立させて議論しているわけではなく、相続税や登記税とともに「第一項と第二項への付論」として扱っている（WN, 858-64:193-206頁）。なお、『国富論』の原典からの引用は、WNと略記し当該頁を文中に記す。訳文については水田監訳を参照し、適宜修正している。引用頁は、邦訳書の第4分冊の当該頁を指示している。

<sup>2</sup> ピットの所得税については、Dowell（1965）, iii, pp.92-99、佐藤（1965）、102頁以下を参照。

された(WN, *ibid*)。したがって、地租はその法律の本来の趣旨とは異なり、実質的にはもっぱら地代と家賃に課せられる税であった<sup>3</sup>。

他方、最後の項目4)で論じられるのは内国消費税と関税である。前者は国内製品にたいする税であり、後者では外国製品にたいする輸入関税が議論の中心となる。この両者は、個人の収入に直接課税される「地租=査定税」とは異なり、ともに個人の消費支出に課税される間接税として一括して考察される。

『国富論』の以下の展開において、地租(直接税)と内国消費税および関税(間接税)からなる近代イギリス税制を、スミスは二つの理論装置をもちいて分析している。ここでいう二つの理論装置とは、租税転嫁論と租税4原則のことである。まず租税転嫁論であるが、これについてスミスは、「租税の多くは、それらの税を賦課しようと意図された収入源(the fund, or source of revenue)から、最終的に支払われるわけではない」(825:132頁)と指摘している。セリグマンの適切な表現を借りると<sup>4</sup>、課税のプロセスにおいて生じる、この「納税者(payer of taxes)」と「担税者(bearer of taxes)」の不一致(乖離)の問題を解明することが、租税転嫁論の課題である。

次に、スミスが掲げる租税4原則は、①公平(equality)、②確定(certainty)、③便宜(conveniency)、そして④「最小徴税費」と命名されているものである。まず「公平」原則とは、「すべて国家の臣民は、その政府を維持するために、各人それぞれの能力にできるだけ比例して、いいかえれば、各人が国家の保護のもとで享受する収入に比例して拠出すべきである」というものである。「確実」原則は、「支払時期、支払方法、支払額が、すべて納税者にも他のだれにとっても明瞭でわかりやすい」ということであり、「便宜」原則については、「すべての租税は、納税者が支払うのにもっとも都合のよきような時期や方法で徴収されるべきである」と説明されている。そして最後の第4原則では、「国民のポケットから取り出された」徴税額と国庫への納税額の差を最小化することの重要性が説かれている(WN, 825-27:133-36頁)。

ところでこの第4原則には、実は、従来の「最小徴税費」という理解では収まりきれない問題が論じられている<sup>5</sup>。この第4原則の具体的内容については、奢侈品税をめぐるスミスの議論を検討する中であらためて取り扱う予定であるが、しかし、上述の説明文から容易に見てとれるように、スミスの租税4原則が、課税方法の適正を主題としていることは明らかであろう。これにたいして租税転嫁論は、後に詳しく論じるように、課税対象それ自体の適否

<sup>3</sup> 地租=査定税については、Ward (1953), Dowell (1965), iii, p.84 ff, Braddick (1996), pp.95-99:92-95頁, Tuner, Beckett and Afton (1997), pp.61-64, 隅田 (1971), 163頁以下を参照。

<sup>4</sup> Seligman (1927), pp.2-3:3頁。

<sup>5</sup> この点を指摘した先行研究として、佐藤 (1995:2005), 羽鳥 (2002) がある。

を明らかにする理論と考えられる。スミスは、イギリスの現行税制を批判するにあたって、租税転嫁と租税 4 原則という二段構えの議論を必要としているのであるから、その意味で、この二つの理論装置に密接な関連があることは確かである。しかし、この二つの理論装置の役割は同じではない。というのは、最良の課税対象についても課税方法の不備を指摘することができるし、また逆に、最悪の課税対象でさえ、課税方法としては適正なばあいがあるからである<sup>6</sup>。

次節Ⅱでは、主として租税転嫁論に焦点を合わせ、スミスが地租のなかで地代税と利子税を最良の課税対象とみなした理由を明らかにするとともに、彼が描く地租改正の具体案を提示することにした。そしてⅢ節では、租税転嫁論だけではなく、租税第 4 原則をも視野に入れながら、スミスにおける内国消費税問題の議論に立ち入った検討を試みる。通説的解釈では、スミスは生活必需品税を批判したが、奢侈品税については全面的に支持していたかのように論じられているが、奢侈品税をめぐるスミスの見解にかなりの留保条件が含まれていることを明らかにしたいと思う。

## II. 地租＝査定税

### (1) 地代税

イギリスの地租は、「地区ごとにある不変の基準にしたがって割り当てられる」定額税であり、課税評価額 1 ポンドにつき 4 シリング（20 パーセント）を上限として賦課される直接税であった。徴税額は地方（country）と都市（towns）とに分割され、その大半は地方に賦課された。都市に賦課された部分は、主として家屋に割り当てられ、「都市のストックまたは営業（the stock or trade of the towns）」にたいしては、その実際の価値をかなり下まわって課税された（WN, 849：178-79 頁）。こうした現行の定額地租制度にたいするスミスの評価は、おおむね好意的である。当初の査定に際して著しい地域格差があったこと、また当初公平に課税されたとしても、その後の農業改良によって土地収益に実質的な格差が必然的に生じることから、定額地租は租税の第一原則（公平）に抵触するものの、确实・便宜・最小徴税費といった「他の三原則とは完全に一致する」（WN, 828：138 頁）からである。

しかしながら、スミスの地租評価は、以上のような租税原則の議論だけから行われているのではない。農業地代が納税上の「便宜」に適合すると論じた箇所につづけて、スミスは、この税の「真の納税者」はだれかという議論を展開している。「すべてのばあいに地主が真の納税者であるけれども、この税は普通、借地人によって前払いされ、地主は地代が支払われ

<sup>6</sup> 渡辺（2001）、60-61 頁。本稿のⅠ・Ⅱ節については、拙稿（2001）の記述に依拠していることをお断りしておきたい。

るときにそれを差し引かなければならない」(WN, 828:138頁)。すなわち、地代税は徴税の「便宜」上、借地人によって前払いされるけれども、借地人はそれを実際に負担するわけではない。したがって「真の負担者」が地主であることは、だれの目にも明らかだといえるのである。

そうだとすると地代税のばあい、担税者が借地人(農業者)ではなくて地主であることは、スミスにとっていかなる意味をもつのであろうか。この点については、地代税が第4原則に適合する理由を論じた箇所、次のように述べられている。「この税は、生産物の量を減少させる傾向をもつものではないから、生産物の価格を引き上げることなど少しもありえない。〔したがって〕それは人びとの勤労を妨げない」(WN, 828-29:138頁)。

しかし税が地代に賦課されたばあい、経済的に悪影響を及ぼさないと主張できるのはなぜか。その理由についてスミスは、農業地代は、以下に論じる敷地地代や貨幣利子と同様、「ストックの使用についてのすべての危険と労苦を完全に補償したあとに残る純生産物(a neat produce)」(WN, 847-48:174頁)であるから、と述べている。それゆえ、「この収入の一部が、国家の経費をまかなうために彼ら〔地主〕から取り上げられたとしても、それによってどんな種類の勤労も阻害されないだろう」(WN, 844:168頁)。

ところで、スミスにとって地代が最適な課税対象であるとすれば、現行の地租定額制の問題点は、いったいどこにあるのか。この点についてスミスは次のように論じている。「名誉革命以来たまたま生じた情勢のもとにおいて、〔地租の〕評価額が一定であったことは、地主に有利で、主権者に不利であった」(WN, 829:140頁)。というのは、18世紀全般を通じてイギリスでは農業改良が大きく進展し、しかも通貨価値が安定していたことにより、地主の所得である農業地代の実質価値が著しく増大したからである<sup>7</sup>。つまり地主階級の担税能力が大幅に向上したにもかかわらず、現行地租制度のもとでは、その徴税額の上限が固定されているところに、解決すべき根本問題があるというのである<sup>8</sup>(WN, 829:139-40頁)。

そこでスミスは、現行の地租定額制を、各地方の地代収入の実勢に比例して課税される地租変動制へと改変することを提案する。ここで地租変動制のモデルとされているのは、フランスのエコノミストの提言であるが、それはあくまで「公平」原則からの評価であって、スミスがエコノミストの土地単一税構想それ自体を評価しているわけではない(WN, 830:141頁)。

<sup>7</sup> スミスは『国富論』第1編・「地代」章で、地代増加のメカニズムを分析し、18世紀全般を通じて地代の実質価値が農業改良と製造業の発展の相乗効果により増加してきた次第を明らかにしている。しかし、地代の実質価値の変動を正しく論じるためには、農業生産性以外に、人口動態・物価・地代率などの諸要因をあわせて考察しなければならない。農業地代の動向にかんする最近の研究としては、Tuner, Beckett and Afton (1997), pp.149, 225-38 esp. 参照。

<sup>8</sup> その結果、オプライエンがいうように、地租定額制のもとで「貴族に課せられる税負担は18世の間に減少した」(O'Brien:1988, p.16, 邦訳184頁)。また、Beckett and Turner (1990), p.385も参照せよ。

地租変動制を導入すると、たしかに地主階級間の負担の「公平」は実現されるが、その反面、査定作業はきわめて煩雑になるため、徴税費の膨張が懸念されるところである。この難点を解決する方策として、「地主と借地人が連名で、その借地契約を公的な登記簿に記録する義務を負わせる」（WN, 830：142-43頁）新たな行政制度が提案される。こうしてスミスの地租改正案は、地租変動制の実施にともなう徴税費膨張の難点を是正しながら、地主の実際の担税能力に見合った地代税の増額を、この階級に求める内容となっている。

## (2) 家賃税

家賃税は、家屋の賃料（rent of a house）にかけられる税である。家屋の賃料は、建物料と敷地地代という二つの異なる範疇からなっている。建物料は、本来「家屋を建築するのに費やした資本の利子または利潤」であるから、家主が借家人から受け取る建物料に課税することはできない（WN, 840：160-61頁）。というのは、かりに家主にその税を負担させるとすれば、かれは「建物料、つまり建物の通常利潤」を確保できなくなり、やがてこの部門から資本を引き上げてしまうからである。建物料には課税できないとすると、「この〔家賃〕税は分割されて、一部は家屋の居住者に、一部は敷地の所有者にかかってくる」（WN, 841：162頁）。家賃税の一部が居住者の負担になるという意味は、課税によって家賃が引き上げられたばあい、居住者である借家人は、これまで享受していた住居の「利便性」を犠牲にせざるをえなくなるからである（WN, 841-42：162-64頁）。

スミスは、家賃税を積極的に支持する理由として、次の3点を指摘する。第1に、家賃税のうち居住者にかかる部分は、消費税のばあいと同様に、受益者である居住者の収入に応じて負担されるからである（WN, 842：165頁）。第2に、実際のところ「家賃税は一般に富者にもっとも重くかかってくる」が、富者がより重く負担するこうした「不公平」は不合理ではないからである（WN, 842：165頁）。そして最後に、土地所有者にかかる敷地地代は、まったくの不労所得であるから、「普通の地代」（農業地代）よりも適切な課税対象だというのである（WN, 844：168頁）。

## (3) 利潤税と利子税

「ストックから生じる収入」すなわち利潤は、「利子」と「ストックを使用する上での危険と労苦にたいする補償」とに分かれる。「利子」をこえる後者の部分に課税することはできない。したがって、利潤にたいして課税されたなら、「ストックの使用者」（＝資本金家）は、税率に応じて利潤率を引き上げるか、さもなければその税を利子に負担させるのか、そのいずれかを選択しなければならない（WN, 847：173頁）。利子税を検討する前に、ここではまず、利潤税が農業と商工業ではまったく異なる影響を及ぼすという、スミスに独自の見解を確認

しておこう。

農業利潤に課税されるばあい、農業者は「かれの利潤を引き上げるためには、……地代を削減するしかないから、その税を最終的に支払うのは地主だということになるだろう」(WN, 847:173-74頁)。しかし商業利潤や工業利潤に課税されるばあい、資本家は「自分の財の価格を引き上げることによってしか、かれの利潤を引き上げることができない。そのばあいには、その税の最終的な支払いは、すべてそれらの財の消費者にかかってくるだろう」(WN, 847:174頁)。

すなわち農業利潤にたいする税は、地代に転嫁されて地主の負担となるが、商工業の利潤に課税されるばあいには、その税は財の価格に転嫁され、その財を購入した消費者の負担となるというのである<sup>9</sup>。農業と商工業とでは租税転嫁のメカニズムと最終の担税者がまったく異なるという、ここで展開された論旨は、賃金税や生活必需品税の影響を論じるところでも、基本的にはまったく同じかたちで登場してくることを、あらかじめ指摘しておきたい。

次に利子税の考察に進もう。ここでスミスはまず、利子の源泉が地代と同じく「純生産物」であることを強調することから議論を始めている(WN, 847:174頁)。したがって本来、利子は、地代とともに適切な課税対象であるが、しかしながら「二つの事情があるため、貨幣利子は、直接の課税対象として、地代よりもはるかに不適当なものになる」(WN, 848:175頁)と、スミスはいう。

第1に、個人が保有する貨幣資産は「秘匿」されており、課税対象として捕捉するのが困難だということである。第2に、「貨幣資産の所有者はまさしく世界市民である」から、重税を課せば貨幣資産の海外流出を惹起し、国内産業を衰退させることにもなるからである(WN, 848-49:175-77頁)。しかし一部に誤解があるように<sup>10</sup>、スミス自身は、「純生産物」としての利子それ自体への課税を決して否定しているわけではない。利子税にたいするスミスの基本的立場は、非課税ではなく、あくまで軽減税率の適用にある<sup>11</sup>。

さて、これまでの考察で明らかになったように、地租＝査定税のなかでスミスが最適の課税対象と認めるのは、「純生産物」を税源とする地代・家賃(敷地地代)・貨幣利子であった。

<sup>9</sup> 以上の議論は、産業の特定部門にたいする利潤税の話であり、他方、「あらゆる事業で用いられるストックから生じる収入にたいする税は、……多くのばあい利子にかかってくる」(WN, 857-58:193頁)と、スミスは述べている(羽鳥:2002, 117-18頁参照)。全産業部門の利潤にたいして一律に課税されると、商工業者は税を価格に転嫁できなくなるという意味であるが、スミスの説明は必ずしも明確ではない。

<sup>10</sup> たとえば森(1964), 74-76頁, 高島(1964), 359頁などを参照。

<sup>11</sup> ジェイムズ・ステュアートにおける一般譲渡税(General Sale Tax)の目的は、従来の地租制度のもとで実質的な賦課を免れていた公債所有者などの貨幣資産家層への課税という点にある。この点は、Dome(2004)によって明確に指摘されているところである(p.33)。貨幣資産家層にたいする課税問題は、スミスにおける税制改革の目的のひとつであるが、彼は、ステュアートとは異なり、この問題をあくまで現行地租制度の枠内(軽減税率の適用)で処理すべきものと考えている(渡辺:2002, 34頁註18)。

ただし、現状のままでは「地租査定の評価額は、……王国全体を平均すれば、疑いもなく実質価値を大きく下まわっている」という制度的問題があるので、「1ポンドにつき4シリングの地租は、年200万ポンドに達しない」（WN, 822-23:127-28頁）としている。そこで、かりに現行税率（20パーセント）を維持しながら、スミスの地租改革案（変動地租制度）にしたがって課税されたとすれば、いったいどの程度の増収が見込めるのであろうか。その見通しについて、スミスは次のように語っている。「もしイングランドの土地の大半がその現実の価値の半分しか地租を課せられていないとすれば、イングランドのストックの大部分は、おそらく、その現実の価値のほとんど50分の1についても課税されていないであろう」（WN, 850:178頁）。

そこでスミスの見込みどおりに、地租がその実質価値にしたがって課税されたとすれば、その総額は、現状の2倍程度の360万ポンド以上に達するものと推定される<sup>12</sup>。「グレート・ブリテンの経常収入は、年間の経常費をまかなうのに必要なものだけでなく、公債利子の支払いとそれらの元金の一部償還に必要なものを含めると、年1000万ポンド以上になる」（WN, 937:127頁）ということから、変動地租制度のもとで倍増が見込まれる税収額は、スミスの時代の経常収入の35パーセント程度を占めることになる。その結果、地租＝査定税は、定額地租が導入された当初の税収比率を、ほぼ回復することになるであろう<sup>13</sup>。

#### (4) 賃金税

賃金は、「労働需要」と「食料品の平均価格」によって規制される。この二つの条件に変化がないばあい、「労働の賃金にたいする直接税」は賃金を引き上げることになり、しかも利潤税のばあいとは違って、「その税よりもいくらか高めに引き上げる効果をもつ」と、スミスは主張する。『国富論』の例示にしたがって、いま10シリングの週賃金にたいして1ポンドにつき4シリングの税（地租と同じ20パーセントの税率）がかけられたとしよう。このばあい課税前と同じ生活水準を維持する賃金水準は、10シリング×1.2=12シリングではなく、10シリング÷(1-0.2)=12.5シリングであるので、賃金の上昇率は25パーセントとなるからである（WN, 864:206-07頁）。

賃金は、利潤とともに、伝統的なイギリス税制の下では「地租」の課税対象であったが、「年100ポンドを超える官職の俸給」を除く、一般労働者の賃金は非課税とされていた（WN, 866-67:211-12頁）。したがって、以下で展開される賃金税の影響は、利潤税のばあいとは異

<sup>12</sup> ここでは、別表の1774年度の地租収入額（約180万ポンド）を想定して議論を進めている。1774年のデータを使用する理由については後段で明らかとなる。

<sup>13</sup> Mitchell(1988)によると、1688-91年間の平均歳入額は8,613万ポンドであり、そのうち地租＝査定税は、全体のおよそ37パーセントを占めていた（p.575）。

なり、あくまで理論上の話ということになる。

まず、商工業に従事する労働者の賃金にたいする課税の影響について、次のように説明される。「そのような税が引き起こしうる製造業労働の賃金上昇は、親方製造業者によって前払いされるだろう。彼はそれを利潤とともに、彼の財の価格に上のせする権利をもっているし、またそうせざるをえないだろう。したがって、この賃金の上昇についての最終的な支払いは、親方製造業者の追加利潤とともに消費者にかかるだろう」(WN, 865:208頁)。

次に、農業労働者の賃金にたいする課税の影響は、以下のとおりである。「そうした税が引き起こしうる農村労働の賃金上昇は、農業者によって前払いされるだろう。彼は以前と同数の労働者を維持するために、より多くの資本を使用しなければならないだろう。このより多くの資本を、ストックの通常の利潤とともに回収するために、彼は、……地主にはより少ない地代を支払うことが必要となろう。それゆえ、この賃金の上昇についての最終的な支払いは、このばあい、それを前払いした農業者の追加利潤とともに、地主にかかってくるであろう」(WN, 865:208頁)。

要するに、賃金税については直接には雇用者(資本家)が前払いするけれども、工業労働者にたいする賃金税は、すべて製造品の価格に(前払いされた「農業者の追加利潤とともに」)転嫁され、その財の消費者がそれを負担する。それにたいして、農業労働者にたいする賃金税は、農産物の価格を引き上げることなく、地代を引き下げ、最終的には地主が負担するというのである<sup>14</sup>。

地租(直接税)に分類される課税対象について、スミスが税源との関連でどのような評価を示していたのかを、ここで整理しておきたい。

第1に、スミスが最適な課税対象とみなしているのは、地代と利子であり、その理由は、それらが「純生産物」であることに求められている。また、地代税や利子税では、納税者と担税者は基本的に一致し、厳密な意味で租税転嫁の問題は生じない<sup>15</sup>。

第2に、利潤税と賃金税については、一部は製造品の価格上昇を引き起こして、消費者の負担となり、一部は地代の減少となって地主の負担となる。すなわち、利潤税や賃金税は他

<sup>14</sup> 羽鳥(2002)は、「賃金に対して課税された後に消費者が支払う製造品の値上がり分および地主の受け取る地代の減額分は、すべてが国庫に入金されるわけではなく、その一部分は製造業者や農業者の懐のなかに入ってしまう」(120頁)という、いわゆる「益税」の存在を指摘し、これをもって賃金税はスミスの租税第4原則に反する税だとする。ただし、この「益税」問題は、スミスにとって「生産的労働」にたいする雇用ファンドの増加を意味するので、必ずしも産業活動に悪影響をあたえるものではない。

<sup>15</sup> もちろん、スミスが最適と認める地代税や家賃税についても、納税者と担税者の不一致の問題がまったく存在しないというわけではない。しかし、地代税や家賃税の負担は借地契約や賃貸契約において事前に調整されるので、ここでは厳密な意味での租税の価格転嫁は生じないというべきである。

の所得に転嫁されるのであるから、資本家と労働者は、彼らの「所得」にたいする直接税の「真の納税者」（担税者）ではありえない。

利潤と賃金は、スミスが最適の課税対象とする地代や利子のように、「純生産物」ではない。それゆえ、利潤や賃金にたいする直接税（所得税）にスミスが反対する究極の根拠は、それらの税源が「純生産物」でないからである。しかし、そうだとすると、「純生産物」としての地代に転嫁される農業利潤や農業労働者の賃金にたいする直接税について、スミスが批判する理由とはなにか。これまでの議論ではその理由は必ずしも明らかになっていない。次に、内国消費税にかんするスミスの議論を検討することによって、この問題をさらに追求しなければならない。

### III. 内国消費税をめぐる諸問題

#### (1) 生活必需品税批判の論理構造

労働者の賃金は、労働需要に変化がないかぎり、「生活必需品の平均価格」によって規制される。したがって、「生活必需品税は、労働賃金にたいする直接税とまったく同じ作用をする。……それは、結局つねに労働者の賃金率の引き上げというかたちで、労働者の直接の雇主が彼に前払いするにちがいない。その雇主が、製造業者であれば財の価格に、この賃金の上昇分を利潤とともにかぶせるであろう。その結果、この税の最終的な支払いは、この利潤の上のせとともに消費者にかかるであろう。その雇主が農業者であるなら、その最終的な支払いは、同様の上のせとあわせて、地主の地代にかかるであろう」（WN, 871:219頁）。

ここで論じられている見解は、賃金税の影響を論じた議論をそのまま援用したものである。しかしながら、賃金税は収入にたいする直接税であり、必需品税は消費支出にたいする間接税である。したがって、「まったく同じ作用をする」というスミスの言質とは異なり、必需品税にかんする以下の展開では、賃金税のばあいには見られなかった主張も含まれている。スミスは、奢侈品税のばあいと比較しながら、必需品税が及ぼす経済効果について次の3点を指摘する。

第1に、「そうした品目〔生活必需品〕にたいする税は、必然的に、その価格を税額よりもいくらか高く引き上げる。なぜなら、その税を前払いする売買業者（dealer）は、一般に、利潤を含めてそれを取り戻さなければならないからである。したがって、そのような税は、この価格上昇に見合った労働賃金の上昇を引き起こす」（WN, 871:219頁）。すなわち、課税によって賃金が引き上げられるのは、賃金税のばあいとまったく同じだが、必需品税にともなう賃金の上昇率は、その課税商品を取り扱う売買業者（商人）が前払いする税の追加利潤の額だけ、より高くなるとスミスはいうのである<sup>16</sup>。

<sup>16</sup> 本節(3)で後述するように、実際に課税されている生活必需品としてスミスが列挙しているのは、「塩・石鹼・

第2に、「奢侈品税は、課税された商品の価格を除いて、他のどの商品の価格も引き上げる傾向がない。必需品税は、労働賃金を引き上げることによって、必然的に、すべての製造品の価格を引き上げ、したがってまたその販売と消費の範囲を縮小する傾向がある」(WN, 873: 222頁)。他方、必需品税は、工業労働者の賃金だけではなく、農業労働者の賃金をも引き上げる。しかし賃金を前払いする農業者は、その上昇分を地代の引き下げでもって対処するので、農産物の価格には影響しない。

このように、スミスによれば必需品税は、製造品と農産物の価格体系にまったく異なる影響を及ぼすことになる<sup>17</sup>。必需品税については、税の前払いを受ける労働者はもちろんのこと、その前払い分を消費者や地主に転嫁しうる雇用者(資本家)も実際に負担するわけではないが、ここでは必需品税が製造業全体に及ぼす悪影響が指摘されている。必需品税は、製造品全般の価格を引き上げることにより、製造品の消費量(需要)を削減する。それによって生産の縮小を余儀なくされた製造業者は、雇用を削減せざるをえなくなるであろう。その結果、「それ〔必需品税〕が労働にたいする需要を減少させるばあいには、その国の土地と労働の年々の生産物、すなわちすべての税が最終的にはそこから支払われなければならない原資(fund)を減少させる」(WN, 888: 248-49頁)ことになる。このような「生活必需品にたいする重税」によって主要な製造業が衰退してしまった国として、スミスはオランダの例をあげている。しかし、「グレート・ブリテンでは生活必需品税はたいしたものではなく、これまでそのために破滅した製造業はない」(WN, 905: 284頁)ということから、スミス自身が、必需品税のイギリス経済への悪影響を重大なものとして見ていないことは明らかである。

第3に、必需品税の「真の負担者」はだれかという問題が、より具体的に議論されている。「生活必需品にたいする税は地主にもっとも重くかかる。地主はつねに二重の資格で、すなわち地主の資格では地代の低下によって、富裕な消費者の資格では出費の増大によって、支払うのである」(WN, 873: 222頁)。

たとえば地租軽減の代替財源案として導入されたウォルポールの塩税復活法案(1732年)にみられるように、必需品税は、「公平」原則(応益説)にもとづく大衆課税を意図するものであった<sup>18</sup>。しかし、スミスにおける租税転嫁論の結論は、労働者を中心とする勤労大衆が、

---

なめし皮・ろうそく」や「緑ガラス」など、すべて「製造品」である。羽鳥(2002)は、かりに必需品としての「農産物」に課税されたとしても、スミスの論理にしたがえば、賃金は上昇しないと指摘する(122-23頁)。しかし、農業利潤や農業労働者の賃金にたいする直接税のばあいとは異なり、農産物の必需品には売買業者が介在するのであるから、その時点でやはり必需品(農産物)の価格は上昇し、それに応じて賃金も引き上げられるとスミスは理解していたと思われる。

<sup>17</sup> しかしスミスは、必需品税にともなうこの農工間の価格体系(相対価格)の変化を論じていない。

<sup>18</sup> 大倉(2000)、第4章、さらにAshworth(2003)、Ch.4参照。

消費者としての資格において必需品税を負担するという見解をはっきりと拒否するものであった<sup>19</sup>。大衆課税を目的とする必需品税は、それが導入された意図とはまったく別の帰結をもたらすこと、すなわち地主を中核とする当時の社会の「中流および上流身分の人びと」の負担となるというのである。そこでスミスは、次のような警句を発している。「中流および上流身分の人びとは、自分たち自身の利害を理解しているならば、労働賃金にたいするすべての直接税にたいしてとともに、生活必需品税にたいするすべての税にたいして、つねに反対すべきである」（WN, 873:222 頁）。この文言は、課税を忌避せんとする、地主を中核とする当時の政治的支配層にたいする啓蒙のメッセージと読むことによって、はじめてその論旨が了解できるのではなからうか。

## (2) 奢侈品税と租税第4原則

奢侈品税は、前項で検討した必需品税とは違った影響を価格体系に及ぼす。第1に、「奢侈品税」については、それが「貧者の奢侈品 (luxuries of the poor)」にたいするものであっても、賃金の上昇を引き起こす傾向をもたない (WN, 871:218-19 頁)。第2に、課税による奢侈品価格の上昇は、「まじめで勤勉な貧民」にとっては「奢侈禁止法」として作用し、こうして節減された消費支出は、「彼らの家族の扶養能力」を高める効果をもつ<sup>20</sup> (WN, 872:220 頁)。そして第3に、「奢侈品税は、課税された商品の価格を除いて、他のどの商品の価格も引き上げる傾向がない」(WN, 873:222 頁)、ということである。

スミスは、「全体として奢侈品税は、すべての税のなかでもっとも好都合である」として、必需品税とは対照的にきわめて高い評価をあたえている。なぜなら、「そうした税は、おそらく、他のどの税にも劣らず、4つの課税一般原則のうちの、はじめの3原則〔公平・確定・便宜〕に合致する」と考えられるからである。しかし、その反面、「それらは、あらゆる点で、第4の原則に反している」(WN, 896:265-66 頁)とも指摘される。

さて、租税の第4原則は、これまで「最小徴税费」という定式で理解されてきたものであるが、ここで、奢侈品税が第4原則に反すると主張される理由とはいかなるものであろうか。スミスの記述に即して、明らかにしなければならない。

### 1) 徴税経費（冗費）の発生

奢侈品には国産品と輸入品がある。前者は内国消費税の対象であり、後者は関税の対象で

<sup>19</sup> Kennedy (1913) は、こうしたスミスの必需品税批判の論理が、その当時きわめてユニークなものであったと指摘する (pp.142-43)。しかし、これとは異なる見解として、Ashworth (2003), pp.333-34 を参照。

<sup>20</sup> 奢侈品税の勤労促進効果については、すでにデイヴィッド・ヒュームが指摘している (Hume: 1987, pp. 346-37: 105-06 頁)。

ある。奢侈品税を徴収するには「もっとも賢明な仕方でも課税されても、多数の税関吏や消費税吏が必要になる」。スミスは、「1775年7月5日に終わった年度」(すなわち1774年度)の具体的な数値をあげて、内国消費税では純収入の5パーセント程度、そして関税では10パーセント以上(税関吏の役得までを考慮すれば20~30パーセント)が徴税費であると指摘している(WN, 896:266頁)。この徴税費(冗費)を削減する具体的策として、(i)「麦芽と麦芽酒にたいするさまざまな税によって現在徴収されている収入全額を、麦芽だけに賦課する」消費税改革案<sup>21</sup>と、(ii)「関税を数種類の品物に限定し、かつそれらの税を消費税法によって徴収する」関税改革案が提起されている(WN, 897:267頁)。この関税品目の簡素化と消費税法化の提案は、1780年代にピットの関税改革で実現された<sup>22</sup>。

## 2) 産業にたいする抑制効果

「奢侈品税は、課税された商品の価格をつねに引き上げるから、それだけその消費を抑制し、したがってその生産を抑制する」(WN, 896:267頁)。「したがって消費財にたいするすべての税は、課税された商品が国産品であればそれを生産するための、また外国産商品であればそれを購入するためにあてる国産商品を生産するための、生産的労働の量を、そうでないばあいよりも減少させる傾向がある」(WN, 897:268頁)。見られるように、奢侈品税のばあいにも必需品税と同様に、課税による価格の引き上げが、課税商品の消費と生産とに抑制効果をもたらすことを、スミスは明確に認めている。租税第4原則のこの箇所論じられているスミスの議論は、いわゆる「最小徴税費」という、これまでの第4原則理解では収まりきれない内容を含んでいる。

## 3) 脱税や密輸の誘発

消費税法や関税制度は脱税と密輸という犯罪を誘発する。こうした犯罪で摘発された業者の「資本は、国家の収入か、あるいは収入官吏の収入に吸収されて、不生産的労働の維持に使用され、その社会の総資本と、さもなくばそれが維持しえたかもしれない有用な勤労とを減少させる」(WN, 898:270頁)。スミスは、別の箇所で、密輸を効果的に防止するには、その誘引となっている関税率の軽減と、上記(ii)で指摘されたように、関税制度に「消費税の行政制度」を導入することが必要だと説いている(WN, 884:242頁)。

<sup>21</sup> スミス案の具体的な内容は、「ビールとエールにたいする多様な税をすべて撤廃して、麦芽税を3倍に……引き上げる」(WN, 889:252頁)という新麦芽税の提案である。これによる増収はおよそ28万ポンド(WN, 890:254頁)と算定され、そのうち5万ポンド以上が徴税費の節減効果によるものとされる(WN, 897:267頁)。麦芽税については、Mathias (1951, pp.355-61 esp.) が詳しい説明をあたえている。

<sup>22</sup> 1780年代に実施されたピットの一連の関税改革については、さしあたり O'Brien (1988), pp.9, 24-26: 178, 198-200 頁, Ashworth (2003), pp.348-51 を参照。

#### 4) 消費税の制度的問題

スミスは、徴税の手段として「消費税法が、……関税法よりも効果的である」ことを認める一方で、「収税吏の頻繁な訪問と不快な検査」ともなうという点で、消費税法は、当該商品の取扱い業者にとって関税以上に煩わしい徴税制度であると主張する(WN, 898-99: 270 頁)。

以上の検討から、奢侈税にたいするスミスの評価は、かなり限定的だったことが明らかとなるだろう。スミスの友人ヒュームは、『政治論集』(1752年)「租税」論のなかで、「最良の税は、消費、とくに奢侈品の消費にかけられるような税」であり、財産税は「消費税の不足分を補う」ものと位置づけている<sup>23</sup>。それゆえ、奢侈品税と地租のどちらを重視するかという、この税制上の問題についてスミスは、ヒュームときわめて対照的な立場にあったというべきである。

#### (3) 内国消費税と階層別負担率

スミスは、『国富論』出版前夜のイギリスの財政収入の規模について、次のように述べている。「この〔現行課税〕制度によって、グレート・ブリテンでは、800万人たらずの人びとから、1000万ポンド以上の公収入が徴収されている」(WN, 937: 341, 342 頁)。人口と公収入——この二つの指標が、スミスの掲げる水準に到達するのは、1770年代の後半になってからのことである<sup>24</sup>。現行税制の三大部門は、地租・内国消費税・関税であるが、すでに論じたように、地租改革を実行すれば、「年200万ポンドに達しない」地租収入を倍増することが可能であると、スミスは考えていた。

しかしながら、当時の歳入額のなかで最大のものは内国消費税である。スミスは、1774年度の内国消費税の純収入を、500万ポンドたらずとしているが(WN, 896: 266 頁)、これは、別表に示すミッチェルの当該年度の数値と一致している。それゆえ、ここで提起したいと思う問題は、当時の国内消費税額(純収入)を500万ポンドだとして、そのうちどれだけが「下層諸身分、すなわち中流身分より下の人びと」の負担であるかを算出することである。消費税収入は、まず必需品税と奢侈品税とに区分されるが、ここで注意しなければならないのは、スミスにとって奢侈品の消費者は、社会の上流および中流身分の人びとだけに限定されていないということである。社会の下層諸身分の人びとでさえ、「貧者の奢侈品」とよばれる、「タバコ、茶、砂糖、チョコレート」や、さらには「ビールとエール」などを消費すると考えら

<sup>23</sup> Hume (1987), p.345: 104 頁。

<sup>24</sup> ミッチェル(Mitchell: 1988, p.8)によれば、1774年のイングランドの人口はおよそ6,600万人であるが、グレート・ブリテンというばあい、それにスコットランドの人口を加えなければならない。18世のスコットランドの人口統計として利用できるものは、ウェブスターによる1755年の数値(1,265,380人)しか存在しない(Grey ed.: 1951, p.xv)。ただ、当時のスコットランドの人口はイングランドのほぼ5分の1とみることができるという(ibid., p.xvi)。それにより1774年のスコットランドの人口を132万人と推計すれば、たしかにスミスの指摘どおり、グレート・ブリテンの総人口は「800万人たらず」となる。

表 租税純収入の主財源：1771-1775年

年度	純収入総計	地租および査定税	(%)	内国消費税	(%)	関税	(%)	印紙税等	(%)
1771	10,987	1,834	17	4,842	44	2,739	25	493	4
1772	11,033	2,092	19	4,995	45	2,457	22	488	4
1773	10,487	1,843	18	5,141	49	2,702	26	509	5
1774	10,613	1,821	17	4,922	46	2,557	24	506	5
1775	11,112	1,756	16	5,106	46	2,756	25	527	5

出典：Mitchell (1988), pp.576 より作成。(単位は1,000ポンド)

れているからである(WN, 870-71:218-20頁)。

国民全体に占める人口比では下層諸身分の人びとが圧倒的の大多数であるから、「したがってそれら下層諸身分の人びとの支出は、彼らを個別にとってみれば、きわめて小さいけれども、その全体をまとめると、つねにその社会の支出総額のはるかに最大の部分になる」(WN, 887:247頁)。たとえば、内国消費税のうちで他を圧倒する税収をあげているのは、「国産の発酵酒や蒸留酒の原料や製品にたいする消費税」である。スミスによると、1774年度における「この部門の消費税の総収入は、334万1837ポンド9シリング9ペンスにのぼった」が、それは「おそらくは主として一般民衆の支出によるもの」であると述べられている(WN, 887-88:248頁)。ただし、外国産ワイン、コーヒー、チョコレート、茶、砂糖など、「この国内消費むけに輸入される海外の奢侈品にたいする税は、ときには貧者にふりかかるが、主として中流および中流以上の財産をもつ人びとにかかってくる」(WN, 886:246頁)と指摘されていることから明らかなように、関税品目の主たる税負担者は、「中流およびそれ以上の社会層の人びと」であると認識されている<sup>25</sup>。

さて、次に500万ポンドの内国消費税収入から、「国産の発酵酒や蒸留酒の原料や製品にたいする消費税」(上記334万ポンド)を差し引いた額の大半は、必需品税からの収入と考えることができる。「グレート・ブリテンでは、生活必需品にたいする主要な税は、……4つの商品、すなわち塩、なめし皮、石鹼、ろうそくにたいする税である」(WN, 874:223頁)。こ

<sup>25</sup> スミスは、1774年の内国消費税(総)収入を550ポンドとする一方、その議論の流れの中で「関税の純収入は、250万ポンドにとどかない」(WN, 896:266頁)と述べている。この関税収入も、別表の当該年の数値(256万ポンド)とほぼ一致するのであるが、奇妙なのは、この少し前の箇所「1755年1月5日で終わった年度」(1754年度)の「関税純収入は、245万5500ポンドになる」(WN, 882:238頁)と記されていることである。ここでスミスが掲げる1754年度の関税収入額は、総収入と純収入の差額や貿易統計上の多少の誤差を考慮するにしても、現代の統計資料が示す数値159万ポンド(Mitchell:1993, p.576)、同時代のシンクレアの統計値にみられる155万ポンド(Sinclair:1790, iii, p.25)のどちらと比較しても大きくかけ離れている。また徴税費問題を論じるにあたって、ここだけ20年前の数値を利用して議論するのはあまりにも不自然である。したがって上記「1755年」は、「1775年」の誤記ではないかと思われる。

れ以外にスミスがあげているのは、「緑ガラス」にたいする税であるが、こうした必需品税の負担者は、「貧者の奢侈品」にたいする税とは異なり、スミスによれば、社会の下層諸身分の人びとではなく、地主を中核とする上流および中流身分の人びとにほかならない<sup>26</sup>。なぜなら、すでに検討したスミスの租税転嫁論の帰結からすると、社会の下層諸身分の人びとは、必需品税の「真の納税者」でないからである。それゆえいま、現行の必需品税をすべて廃止すれば<sup>27</sup>、その税額分だけ地主の負担は軽減され、それを地租増税に振り向けることが可能となるはずである<sup>28</sup>。

ところで、ここにはなお解決しなければならない一つの疑問が残されている。それは、地租改正において地代への増税を求めるスミスが、なぜ、最終的には地主の所得に転嫁されるはずの必需品税を批判しなければならないのか、という問題である。地代は、利子とともに「純生産物」であるから、必需品税が本当に地主の所得に帰着するのであれば、スミスには、大衆課税を目的として導入された生活必需品税を批判する積極的な理由は存在しないのではなかろうか。最後に、この疑問に答えることで本稿の結びとしたい。

### むすびにかえて——租税転嫁の政治学

『国富論』においてスミスが課税対象として適格と認めるのは、地租と奢侈品税である。しかし本稿で明らかにしたように、必需品税との比較検討のなかで、スミスが奢侈品税を積極的に支持していることは間違いないにしても、地租と比べたばあい奢侈品税にたいする評価

<sup>26</sup> 稲村（2003）は、「労働貧民」は必需品税の負担者ではないが、スミスは「『労働貧民』以外の勤労所得階級による税負担を想定していた」という、きめ細かな解釈を提示している（251-52頁）。たしかに、必需品税を「富裕な消費者」に転嫁しうる「下層諸身分」が、実際には賃金労働者として雇用されている人びとに限られることは間違いないであろう。しかしスミスは、著者が典拠とされる箇所（WN, 873:222頁）以外のところでは、たとえば「とにかく課税されるべきは、下層諸身分の人びとの奢侈的な支出であって、必要な支出ではない。彼らの必要な支出にたいするいかなる税も、その最終的な支払いは、すべて上流諸身分の人びとにかかるだろう」（WN, 888:248頁）と述べているのであるから、とくに「労働貧民」をそれ以外の勤労者階級と区別して必需品税の影響が議論されているとはいえない。

<sup>27</sup> ただし、スミスの税制改革の中心は地租改正におかれている。したがって地租改正が実現しなければ、必需品税も「存続させるだけの十分な理由がある」（WN, 875:225頁）という、きわめて現実的な判断をスミスは下している。

<sup>28</sup> 『国富論』出版前の必需品税収入額を、スミス自身は示していないので、1774年度の消費税総収入500万ポンドから、奢侈品税の大半を占める「国産の発酵酒や蒸留酒の原料や製品にたいする消費税」334万ポンドを差し引いた差額のうち、生活必需品の税収額が正確にいくらかになるかを算定することはできない。そこで参考のために、1788-92年のイギリスの税収項目を精査したO'Brien（1988）の研究を利用して、必需品税の4大品目と「緑ガラス」の平均税収を計算すると、158万ポンドになる（p.10:180頁）。必需品税収入は人口増加率と相関関係があるので、その間の人口増率（1.17）で調整すると、1774年度の必需品税収入は135万ポンドとなる。すなわち、これが1774年時点で必需品税を廃止したときに軽減されるとスミスが考えた、地主の負担額（推計値）である。

は、これまでの研究が強調するほどに高いものとはいえない。奢侈品税も、程度の差こそあれ、課税による経済の抑制効果を免れえないからである。また、奢侈品税には「便宜」原則と裏腹の関係にある、次のような欠点も指摘される。「それらの〔奢侈品〕税が、商人や製造業者によって前払いされるばあいには、最終的に支払う消費者は、まもなく税を商品の価格と混同するようになり、自分が税をなにか支払っているということをほとんど忘れてしまうのである」(WN, 895:265頁)。一般に消費税には、納税感覚を喪失させる効果があるということである。

スミスが税の適正を判定する究極の基準は、(1)税源が「純生産物」であること、(2)原則的に租税転嫁(納税者と担税者の乖離)が生じないことである。また、租税第4原則に含まれる(3)課税による経済の抑制効果についても、地代税や利子税のばあいには(利潤税や賃金税のように)、はじめから問題とならない。スミスにとってこの三つの基準を同時に満たす課税対象は、「地租」として分類される地代と利子以外にはありえないのである。

必需品税は、利潤税や賃金税のばあいと同じく、なるほどその負担が地主の所得に転嫁されるので基準(1)には抵触しない。しかし、「真の納税者」はだれかという税の根本問題が、奢侈品税以上に曖昧であることから、必需品税は基準(2)に合致しないのである。結局、スミスはレント(地代と利子)にたいする直接税を最良の課税対象とみていたのであるが、伝統的な「地租」制度にたいする、この時代錯誤とも思えるスミスの拘りは、課税制度が、当時の政治システム(選挙制度)と密接に関連していたことを想起すれば、その理由を理解することはさほど困難ではない。

1710年の「下院議員財産資格法(Qualifications Act)」は、議員資格をさらに厳格なものとし、その条件を、地方選挙区で年600ポンド、都市選挙区で年300ポンドの価値を生む「土地」財産の所有者に制限した。また、『国富論』にも登場する「年価値40シリングの終身借地権」をもつ自由土地保有者にたいしても、「地租の支払い証明書をもって有権者の投票資格とする」ことが、1832年の選挙法改正まで有効であった(Porritt:1903, p.25)。ラングフォード(Langford:1991)がいうように、まさしく「地租は、地主階級の名誉革命にたいする献身の証であると同時に、彼らの名目的支配の象徴である」(p.421)。それゆえスミスの租税論は、地租から内国消費税へと18世紀イギリス税制の重心が大きくシフトしていく中で、「地租」と「選挙制度」との政治的連関を、いま一度再構築する試みとして読むことができるのである。

#### [Reference]

Ashworth, W. J. (2003), *Customs and Excise: Trade, Production, and Consumption in England 1640-1845*, Oxford U.P.

- Beckett, J. V. and M. Turner (1990), "Taxation and economic growth in eighteenth-century England", *Economic Historical Review*, Second Series, Vol. XLIII, No.3.
- Braddick, M. J. (1996), *The Nerves of State: Taxation and Financing of the English State, 1558-1714*, Manchester U. P. (酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』, ミネルヴァ書房, 2000年)
- Dome, T. (2004), *The Political Economy of Public Finance in Britain 1767-1873*, Routledge.
- Gray, J. ed., (1951), *Scottish Population Statistics: including Webster's Analysis of Population 1755*, T. and A. Constable.
- Hume, D. (1987), *Essays, Morals, Political and Literary*, ed. by, Miller, E. F., Revised., ed., Liberty Classics. (田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』, 御茶の水書房, 1983年)
- Kennedy, W. (1913), *English Taxation 1640-1799: An Essay on Policy and Opinion*, Reprint by Frank Cass, 1964.
- Langford, P. (1991), *Public Life and the Propertied Englishman 1689-1798*, Oxford U. P.
- Mathias, P. (1951), *The Brewing Industry in England 1700-1830*, Gregg Revivals, 1993.
- Mitchell, B. R. (1988), *British Historical Statistics*, Cambridge, U. P.
- O'Brien, P. K. (1988), "The Political Economy of British Taxation 1660-1815", *Economic Historical Review*, Second Series, Vol. XLI, No.1. (秋田茂・玉木俊明訳『帝国主義と工業化 1415~1974 —— イギリスとヨーロッパの視点』, ミネルヴァ書房, 2000年)
- Porritt, E. (1903), *The Unreformed House of Commons: Parliamentary Representation Before 1832*, 2 vols., Vol.I, Reprint by A. M. Kelley, 1963.
- Seligman, E. R. A. (1927), *The Shifting and Incidence of Taxation*, 5th ed., 1927, Reprint by A. M. Kelley, 1969. (井出文雄訳『租税転嫁論 [第一部]』, 実業之日本社, 1951年)
- Sinclair, J. (1790), *The History of the Public Revenue of the British Empire*, 2nd ed., Gregg Reprint, 1970.
- Smith, A. (1978), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 vols., eds. by Campbell, R. H. and A. S. Skinner, Oxford U. P. (水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』[全4分冊], 岩波文庫, 2000-01年)
- Turner, M. E., Beckett, J. V. and S. Afton (1997), *Agricultural Rent in England 1690-1914*, Cambridge U. P.
- Watanabe, K. (2003), "Adam Smith's politics of taxation: reconsideration of the image of 'Civilized Society' in the *Wealth of Nations*", in *The Scottish Enlightenment and the Rise of Political Economy*, eds. by Sakamoto T. and H. Tanaka, Routledge.
- 稲村 勲 (2003) 『『国富論』体系再考 —— 商業社会の政治経済学体系』, 御茶の水書房
- 大倉正雄 (2002) 『イギリス財政思想史 —— 重商主義期の戦争・国家・経済』, 日本経済評論社
- 佐藤滋正 (1995) 「アダム・スミスの『租税論』について」, 『尾道短期大学紀要』第44巻第2号
- 同 (2006) 『リカードウ価格論の研究』, 八千代出版
- 佐藤 進 (1965) 『近代税制の成立過程』, 東京大学出版会
- 隅田哲司 (1971) 『イギリス財政史研究 —— 近代租税制度の生成』, ミネルヴァ書房
- 高島善哉 (1964) 『原典解説・スミス「国富論」』, 春秋社
- 羽鳥卓也 (2002) 「A. スミス課税論の若干の局面」『経済系』(関東学院大学) 第213集
- 森 七郎 (1964) 『古典派財政思想史』
- 渡辺恵一 (2001) 「アダム・スミスと租税の政治学」『京都学園大学経済学部論集』第10巻第3号
- 同 (2002) 「スミス租税論の端緒 —— スコティッシュ・コネクション」(同上) 第11巻第3号

(わたなべ けいいち 京都学園大学経済学部)

(2007年7月30日受理)